

# 藻類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和32年9月 September 1957

### 目次

|                                                         |              |    |
|---------------------------------------------------------|--------------|----|
| 本邦に産するフジマツモ属の雄性生殖器官に就いて .....                           | 田沢 伸雄        | 31 |
| 寄生性緑藻 <i>Cephaleuros virescens</i> の培養型について .....       | 末松 四郎        | 37 |
| ヒバマタとエゾイシケの造精器核分裂と<br>エゾイシケ造卵器の4卵形成 .....               | 鏡 熙<br>今 井 輝 | 44 |
| 東北地方産海藻雑記 (1) .....                                     | 川 嶋 昭二       | 50 |
| 北海道積丹半島産 <i>Draparnaldiopsis</i> 属について .....            | 秋 山 優        | 57 |
| 石灰藻に穿孔するコンコセリス .....                                    | 右 田 清治       | 59 |
| 日本、琉球及び台湾産のテングサモドキ属<br>( <i>Gelidopsis</i> ) に就いて ..... | 山 田 幸男       | 60 |
| 新しく伊豆にできた水産試験場伊豆分場について .....                            | 千 原 光雄       | 63 |
| 新著紹介 ブラールロード・セーレンセン共編<br>第2回国際海藻専門討議会 .....             |              | 64 |
| 第3回国際海藻専門討議会開催予告 .....                                  |              | 66 |

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会会則

### (総 則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 大会の開催 (年1回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (会 員)

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承諾するもの)
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)

第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

### (役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)

幹 事 若 干 名 (任期は2ヶ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

### (刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

### 附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。